

指定介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問型サービス、指定訪問介護サービス 重要事項説明書

あなたに対する訪問介護サービス等の提供にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

名 称	特定非営利活動法人ヘルパーステーション・サンフレール
法 人 種 別	特定非営利活動法人
法 人 所 在 地	倉敷市児島赤崎3丁目8番47号サンフレールB-e
電 話 番 号	電話 086-473-5350 FAX 086-473-5350
代 表 者	理事長 山本 麻里乃
法人が所有する 営業所の種類・数	訪問介護、総合事業第1号訪問型サービス 1事業所

2 事業所の概要

事業所の名称	特定非営利活動法人ヘルパーステーション・サンフレール
事業所の所在地	倉敷市児島赤崎3丁目8番47号サンフレールB-e
事 業 所 の 電 話 番 号 等	電話 086-473-5350 FAX 086-473-5350
サービス提供地域	倉敷市
サービス提供曜日 時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00 時間外及び土日祝日のサービス提供については、相談に応じます
営 業 日	月曜日～金曜日
営業時間	9:00～17:00
事 業 所 番 号	3370206785

3 事業所の職員体制

職 種	常勤 (人)	非常勤 (人)	資 格 等
管 理 者	1		ヘルパー2級
サービス提供責任者	1	2	介護福祉士
訪問介護従業員（管理者、サービス提供責任者含む）		2 以上	介護福祉士、准看護師、ヘルパー2級 初任者研修、看護師

#### 4 サービスの内容

サービス区分と種類		サービスの内容
訪問介護計画等の作成		利用者に係る居宅介護支援事業者、及び介護予防支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）、介護予防サービス支援計画に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問介護計画等を作成します。
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助	入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	特段の専門的配慮をもって行う調理	医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食（腎臓食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓食、高脂血症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食等）の調理を行います。
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。
	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。
	体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。
	移動・移乗介助	室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
	起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。
自立生活支援のための見守り的援助		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者と一緒に手助けしながら行う調理（安全確認の声かけ、疲労の確認を含みます。）を行います。</li> <li>○ 入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含みます。）を行います。</li> <li>○ ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心で必要な時だけ介助）を行います。</li> <li>○ 排泄等の際の移動時、転倒しないように側について歩きます。（介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る）</li> <li>○ 車イスでの移動介助を行って店に行き、利用者が自ら品物を選べるよう援助します。</li> <li>○ 洗濯物をいっしょに干したりたんぱりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行います。</li> </ul>
生活援助	買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
	調理	利用者の食事の用意を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。

	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
--	----	------------------

## 5 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- (1) 医療行為
- (2) 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- (3) 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- (4) 利用者の同居家族に対するサービス提供
- (5) 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除、墓掃除など）
- (6) 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- (7) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- (8) その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

## 6 利用料金

### （1）当事業所が提供するサービスの利用料、利用者負担額

#### ☆総合事業第1号訪問型サービス

基本料金	要支援区分	1月あたりの倉敷市で定める額	1月あたりの自己負担額 1割負担の方 (2割、3割負担の方)
(I) 週1回程度の利用が必要な場合	要支援1・2	11760円	1176円 (2352円, 3528円)
(II) 週2回程度の利用が必要な場合	要支援1・2	23490円	2,349円 (4698円, 7047円)
(III) (II) を超える利用が必要な場合	要支援2	37270円	3,727円 (7454円, 11181円)

加算料金	単価	自己負担割合が1割の場合 (2割、3割負担)	内容
初回加算	2,000円／月	200円 (400円、600円)	新規に訪問介護計画を作成した利用者について、サービス提供責任者が、初回訪問月に訪問又は同行訪問を行った場合に加算されます
介護職員等処遇改善加算(II)	1月あたりの所定単位数の100分の22.4	1月あたりの所定単位数の1000分の22.4 2割、3割負担の方はその2倍、3倍	介護職員等の処遇改善として加算されます。

#### ☆訪問介護

身体介護	1回あたりの介護報酬	介護保険適用時の1回あたりの自己負担額 1割負担の方(2割、3割負担の方)
20分未満	1630円	163円 (328円、489円)
20分以上30分未満	2440円	244円 (488円、732円)
30分以上1時間未満	3870円	387円 (774円、1161円)

生活援助	1回あたりの介護報酬	介護保険適用時の1回あたりの自己負担額 1割負担の方(2割、3割負担の方)
20分以上 45分未満	1790円	179円 (358円、537円)
45分以上	2200円	220円 (440円、660円)

身体介護の後の生活援助 (上記、身体介護に加算されます)	1回あたりの介護報酬	介護保険適用時の1回あたりの自己負担額 1割負担の方(2割、3割負担の方)
20分以上 45分未満	650円	65円 (130円、195円)
45分以上 70分未満	1,300円	130円 (260円、390円)
70分以上	1,950円を上限	195円 (390円、585円) を上限

加算料金	単価	介護保険適用時の1回あたりの自己負担額(2割、3割)	内容
緊急時訪問介護加算	1,000円/回	100円 (200円、300円)	居宅サービス計画以外に緊急に訪問した場合に加算されます
初回加算	2,000円/月	200円 (400円、600円)	新規に訪問介護計画を作成した利用者について、サービス提供責任者が、初回訪問月に訪問又は同行訪問を行った場合に加算されます
介護職員等処遇改善加算(II)	1月あたりの所定単位数の100分の22.4	1月あたりの所定単位数の1000分の22.4 2割、3割負担の方はその2倍、3倍	介護職員の処遇改善として加算されます。

#### □割増料金(基本料金に対して)

区分	時間帯	割増料金率
早朝	(午前 6時～午前 8時)	基本料金の25%増し
夜間	(午後 6時～午後 10時)	基本料金の25%増し
深夜	(午後 10時～午前 6時)	基本料金の50%増し

#### (2) 交通費

上記2で示した「サービス提供地域」におけるサービス利用については、交通費は無料です。

通院介助においてヘルパーに公共交通機関の交通費などが必要な場合、その実費をいただきます。(サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。)

### (3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記料金をいただきます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

- ① ご利用計画日時の 24 時間前までに利用中止の申し出をいただいた場合、「0 円」
- ② ご利用計画日時の 24 時間前までに利用中止の申し出がなかった場合は、1 回当たり「500 円」が必要となります。

ただし、入院等やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。

### (4) その他

サービス実施のために必要な備品等（ガス、水道、電気を含む）は無償で使用させていただきます。

### (5) 支払方法

上記利用料金の支払いは、1ヶ月ごとに計算し、翌月 10 日頃までに請求いたしますので、現金にてお支払ください。中国銀行に預金口座をお持ちの方は自動振替をご利用できます。

## 7 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

- ① 要介護認定又は、要支援認定を受けた方で、当事業所のサービス利用をご希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業所のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。また、サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。
- ② サービス利用が決定した場合は契約を締結し、訪問介護計画等を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は要介護認定又は要支援認定の有効期間と同じです。ただし、引き続き要介護認定又は要支援認定を受け、利用者からの契約終了の申し出がない場合は、確認協議を行い、更新されるものとします。
- ③ 訪問介護サービス等の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況を把握させていただきます。
- ④ 利用者は、「介護保険被保険者証」の記載内容に変更があった場合は速やかに担当ヘルパーにお知らせいただきます。また、担当ヘルパーやサービス提供責任者が「介護保険被保険者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださるようお願いします。
- ⑤ 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- ⑥ 利用者に係る居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」「介護予防サービス支援計画」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問介護計画」等を作成します。なお、作成した「訪問介護計画」等は、利用者又は

家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします

- ⑦ サービス提供は「訪問介護計画」等に基づいて行ないます。なお、「訪問介護計画」等は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- ⑧ 訪問介護員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。

## (2) サービスの終了

- ① 利用者又は事業者は、次の各号のいずれかに該当した場合、サービスは終了するものとします。
  - ア 利用者が施設に入所した場合
  - イ 利用者が死亡した場合
  - ウ 要介護認定が取り消された場合
  - エ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない理由により事業所を閉鎖した場合
  - オ 事業所の滅失や重大な毀損により、訪問介護サービス等の提供が不可能となった場合
  - カ 事業者が指定居宅介護事業の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ② 利用者からのサービス終了
  - 利用者は7日以上の予告期間をおいて文書で事業者に通知することにより、このサービスを終了することができるものとします。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することのより、直ちにサービスを終了することができるものとします。
    - ア 事業者が正当な理由なく訪問介護サービス等を提供しない場合
    - イ 事業者が、介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス、訪問介護利用サービス契約書第13条に定める守秘義務に違反した場合
    - ウ 事業者が故意又は過失により、利用者の生命・身体・財物・信用を傷つける等、著しい不信行為があったとき、その他、本サービスを継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ③ 事業者からのサービス終了
  - 事業者はやむを得ない理由がある場合には、30日以上の予告期間をおいて文書で通知することにより、本サービスを解除することができるものとします。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちに本サービスを終了することができるものとします。
    - ア 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本サービスを継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
    - イ 利用者が故意又は過失により事業者及びヘルパーの生命・身体・財物・信用を傷つける等、著しい不信行為があったとき、その他本サービスを継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
    - ウ 介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス、訪問介護利用サービス契約書第1条に基づき、利用者が事業者に支払うべき訪問介護サービス等の利用料金を

3ヶ月以上滞納し、相当期間を定めて督促したにもかかわらず、その期限までに支払いがない場合

## 8 当事業者のサービス利用に際し留意していただきたい事項

### (1) サービス提供を行うヘルパー

サービス提供時に、担当のヘルパーを決定します。

ただし、実際のサービス提供に当たっては、複数のヘルパーが交替してサービスを提供します。

### (2) ヘルパーの交替

#### ① ご契約者からの交替の申し出

選任されたヘルパーの交替を希望する場合は、当該ヘルパーが業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対してヘルパーの交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定のヘルパーの指名はできません。

#### ② 事業者からのヘルパー交替

事業者の都合により、ヘルパーを交替する場合があります。

ヘルパーを交替する場合は契約者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

## 9 秘密保持

(1) 事業者及びヘルパーは、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由がある場合を除き、他の事業者及び第三者に漏らしません。

この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2) 前項の規定にかかわらず、当事業者が公的機関及び他の居宅介護サービス事業者に対し、利用者並びにその家族に関する情報を提供することについて、利用者並びにその家族は同意します。

## 10 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

(主 治 医)

医療機関名	
住 所	
電 話 番 号	
主 治 医	

(ご家族等緊急連絡先)

氏 名	
住 所	

電話番号	
続柄	

### 1 1 この契約に関する苦情・相談窓口

当事業所ご相談・苦情窓口

担当者	特定非営利活動法人 ヘルパーステーション・サンフレール（山本 麻里乃）
電話番号等	電話 086-473-5350 FAX 086-473-5350
受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ただし、12月31日～1月3日は除く

当事業所以外に、市および県の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	倉敷市役所 介護保険課	岡山県 国民健康保健団体連合会 介護保険課（介護サービス苦情処理）
電話番号	086-426-3343	086-223-8811
受付時間	月曜日～金曜日 土日祝及び12/29～1/3を除く 午前8時30分～午後5時15分	月曜日～金曜日 土日祝及び12/29～1/3を除く 午前8時30分～午後5時15分

### 1 2 その他

台風、降雪等により訪問が難しい場合は、電話により相談させていただきことがあります。

### 1 3 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	理事長 山本 麻里乃
-------------	------------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 介護相談員を受入れます。

(6) 虐待防止、感染症対策、業務継続計画について指針の整備、研修の実施及び委員会を開催する。

(7) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

#### 1 4 感染症対策

事業所は、感染症が生じた際の予防、まん延防止のため、利用者がコロナ等、感染力が強い感染症に罹患している場合、サービス中止、または時間短縮で、隔離したうえの玄関先でのお弁当等買い物配達など、通常のサービスを変更させていただきます。マスク着用などご協力を求めます。

#### 1 5 業務継続計画

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、ご利用者に対する当事業のサービス提供を継続的に実施するため、必要な措置を講じ、研修や避難訓練を年に一度、行います。備蓄食料、避難場所確認、キャビネット転倒防止などアドバイスさせていただきます。

私は契約書及び本書面により、これからサービスを受ける訪問介護サービス等の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者

住所

---

氏名

印

---

家族・法定代理人又は代筆者等

該当する立場を○で囲む

住所

---

氏名

続柄

印

---

訪問介護サービス等の利用に当たり、利用者に対して契約書本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

(所 在 地) 倉敷市児島赤崎3丁目8番47号サンフレールB-e

(名 称) 特定非営利活動法人

ヘルパーステーション・サンフレール

(代表者名) 理 事 長 山本 麻里乃

(説 明 者) 氏 名

---